

中野区母子生活支援施設指定管理者の募集について

令和7年3月末をもって指定管理期間が終了する母子生活支援施設指定管理について、令和7年度からの新たな指定管理者を選定するため、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例等に基づき、下記のとおり公募する。

記

1 対象施設の概要

- (1) 名称 中野区母子生活支援施設
- (2) 所在地 中野区中央五丁目

2 実施事業

- (1) 児童福祉法第23条第1項に規定する母子保護の実施
- (2) 施設の維持管理
 - ※施設・設備の維持管理、入所者等の安全管理、災害時の対応等
- (3) 区長が必要と認める事業（個別委託事業5事業）
 - ①子どもショートステイ事業（要保護児童等一時保護委託を含む）
 - ②トワイライトステイ事業
 - ③子育て電話相談
 - ④母子家庭等緊急一時保護事業
 - ⑤母子等一体型ショートケア事業
- (4) その他
 - 新たな地域展開、個別委託事業の充実等事業者提案による事業

3 管理運営方法

指定管理者が管理運営する方法とする。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

5 選定方法

企画提案公募型事業者選定方式（プロポーザル方式）により選定する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	8月下旬～9月下旬	事業者募集期間
	10月初旬	書類審査・ヒアリング
	10月中旬	指定管理者候補者の決定
	11月下旬	議案提案（指定管理者の指定について）
	12月下旬	基本協定の締結
令和7年	4月	指定管理者による業務開始